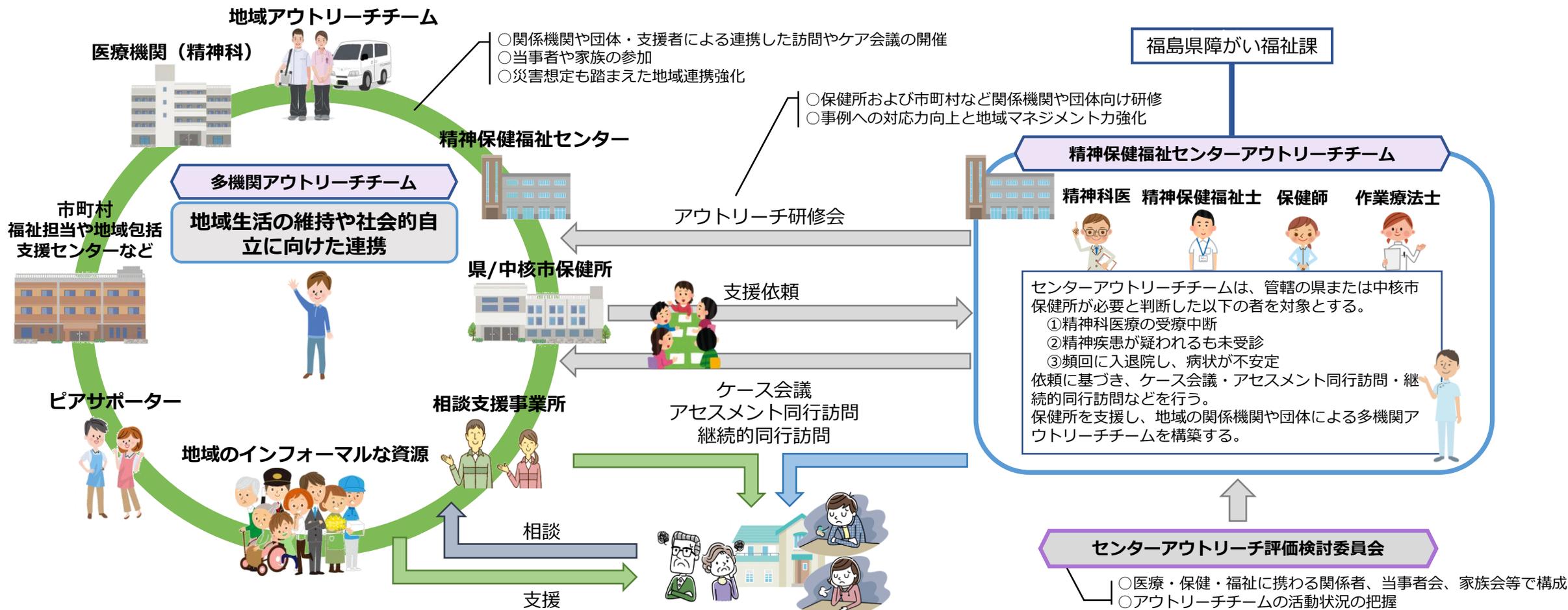


# 福島県精神保健福祉センターによる精神障がい者アウトリーチ推進事業の概要図



○関係機関や団体・支援者による連携した訪問やケア会議の開催  
○当事者や家族の参加  
○災害想定も踏まえた地域連携強化

○保健所および市町村など関係機関や団体向け研修  
○事例への対応力向上と地域マネジメント力強化

センターアウトリーチチームは、管轄の県または中核市保健所が必要と判断した以下の者を対象とする。

- ①精神科医療の受療中断
- ②精神疾患が疑われるも未受診
- ③頻回に入退院し、病状が不安定

依頼に基づき、ケース会議・アセスメント同行訪問・継続的同行訪問などを行う。  
保健所を支援し、地域の関係機関や団体による多機関アウトリーチチームを構築する。

○医療・保健・福祉に携わる関係者、当事者会、家族会等で構成  
○アウトリーチチームの活動状況の把握

## 【福島県精神保健福祉センターによる精神障がい者アウトリーチ推進事業の特徴】

- ①県内全域を対象とし、活動エリアは、県および中核市保健所圏域毎に、県北、県中、県南、会津、南会津、相双、福島市、郡山市、いわき市に区分する。
- ②保健所を支援し、地域の関係機関や団体による多機関アウトリーチチームを構築する。
- ③保健所および地域の関係機関や団体と連携した多職種アウトリーチチームによって、対象者の地域生活の維持や社会的自立を支援する。
- ④保健所および地域の関係機関、団体の取り組みに助言し、支援者向け研修会等を計画・開催するなどの技術的支援を行う。
- ⑤保健所からの依頼をもとに、対象者へのケース会議、アセスメント同行訪問、継続的同行訪問などを実施する。
- ⑥アセスメント同行訪問は、回数は原則3回以内および訪問期間は1ヵ月以内とし、方針決定後は地域の担当者の訪問方針へ助言することを目的とする。
- ⑦継続的同行訪問の頻度については、全県が広域にわたることを踏まえ月1回程度を当面の予定とし、訪問継続期間は原則として6ヵ月以内とする。
- ⑧継続的同行訪問の開始から6ヵ月以内に、保健所および関係機関や団体を含む協議を行い、当アウトリーチチームによる支援継続の必要性や、終了後の助言など、今後の方針を決定する。